



平成 25 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 大興電子通信株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 津玉 高秀
(コード番号 8023)
問 合 せ 先 執行役員 コーポレート本部長
福村 圭一
(TEL 03-3266-8111)

再発防止措置の実施内容と進捗状況報告について

平成 25 年 6 月 14 日付「特別調査委員会の調査結果に基づく再発防止措置について」にて公表いたしました再発防止措置に関し、実施内容と進捗状況について下記のとおりご報告いたします。

今後は、下記の内容に基づき再発防止措置を含めた内部統制とコンプライアンス・ガバナンスを取締役会と監査役会におけるモニタリングの下に継続して実施、評価、改善を行ってまいります。

当社は本年 12 月をもって創立 60 周年を迎えますが、株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆さまの信頼を回復し、社会から必要とされ続ける企業であるために全社一丸となって取り組んでまいります。

記

1 財務報告に係る内部統制の改善

(1) 全社的統制

ア 統制環境

①コンプライアンスの浸透

【実施内容】

a. コンプライアンス責任者 (CCO) の設置

内部統制、コンプライアンス強化のため、新たにコンプライアンス責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー (Chief Compliance Officer (CCO)) を置くとともに、新たに法務コンプライアンス部を設け、法務業務のみならず、法令遵守徹底やコンプライアンス教育のさらなる充実など、全社コンプライアンス施策の推進体制の強化を図ります。

b. 行動基準の徹底

コンプライアンスを含む社会的責任を果たすことを明示する「経営の基本姿勢」と「DAiKO グループ行動基準」を再周知し、「DAiKO グループ行動基準」が社内規程の上位規程であることを明確化するとともに、「経営の基本姿勢」と「DAiKO グループ行動基準」を当社 Web サイトで公表します。

c. 行動基準カードの配付

「経営の基本姿勢」と「DAiKO グループ行動基準」並びに、内部通報窓口を明記した名刺サイズの携帯カードを全役職員に配付します。

d. 継続したコンプライアンス教育の実施

全役職員向けにコンプライアンス教育を最低毎年 1 回実施いたします。全役職員の一斉受

講は e-Learning 形式で実施し、内容については外部の法律事務所の協力を受けて作成します。

e. 部店長の意識改革と自己点検の実施

部店長を対象とした全社戦略会議でコンプライアンスが企業の土台であることを徹底するとともに、年 2 回（上期と下期）各部店において自己点検シートに基づきコンプライアンスの自己点検を実施し、経営監理委員会へ報告します。

【進捗状況】

コンプライアンス責任者（CCO）の設置については、平成 25 年 7 月 1 日付で実施済みであります。また、DAIKO グループ行動基準の徹底については、平成 25 年 7 月 26 日の経営会議にて平成 18 年に制定された行動基準を一部改訂したうえで、社内に再周知いたしました。その他の措置については計画済みで実施準備中ではありますが 8 月中には実施を予定し、今後とも継続してまいります。

②人事ローテーションの徹底

【実施内容】

5 年以上異動のない管理職はローテーションを行います。

【進捗状況】

平成 25 年 7 月 1 日付で一部実施しておりますが、平成 25 年 10 月 1 日以降に順次実施してまいります。

イ リスク評価と対応

【実施内容】

- a. 業務プロセス統制の見直しについて、受注、売上、発注等のプロセスリスクを再評価し統制内容の見直しを実施します。
- b. 経営監理委員会の下部組織であるリスク管理・コンプライアンス部会に業務プロセスを理解している者をメンバーに加え、定期的に整備状況、運用状況を評価し、見直します。

【進捗状況】

7 月中にリスク再評価を実施し業務プロセス統制の見直しを実施しております。また、リスク管理・コンプライアンス部会のメンバーは平成 25 年 7 月 26 日の経営監理委員会で承認を受け発令を行っており、今後も継続して運用してまいります。

ウ 統制活動

【実施内容】

リスク評価結果に基づき業務プロセス統制を見直し、内部統制関連文書を改訂し運用を徹底してまいります。

【進捗状況】

リスク評価結果に基づく迅速な対応を優先するため、7 月中に全社通達と現業部門への説明会を開催し業務プロセス統制の見直しを実施しております。なお、通達内容に沿った規程、リスクコントロールマトリックス等の内部統制関連文書の改訂については、8 月の経営監理委員会で承認予定であり、今後も継続して運用してまいります。

エ 情報と伝達

【実施内容】

内部通報制度である「DAIKO ホットライン」の社内窓口を法務コンプライアンス部に変更したうえで、制度の趣旨、不正を知った場合の社員の行動について啓蒙いたします。

また、全社戦略会議、営業会議を通じて経営者のメッセージとしてコンプライアンスが企業の土台であることを徹底します。

【進捗状況】

内部通報制度の再周知は7月中に全社に向けて二度通達し、部店訪問の際には都度説明を行うなど制度の認知度、信頼性向上に努めております。また、経営者のメッセージは6月25日開催の全国の部店長向けの臨時会議で代表取締役社長よりコンプライアンスが会社の土台であることを確言し、その後の営業会議においても事業計画の達成と同じくコンプライアンスが重要であることを周知徹底し、今後も継続してまいります。

オ モニタリング

【実施内容】

売上原価、在庫・仕掛品の明細単位での注文書との突合など、発見的統制の深度を深めたモニタリング手順を見直すとともに、必要な体制の見直しに着手しております。

【進捗状況】

平成26年3月期第1四半期のモニタリングでは、実施内容記載の深度あるモニタリングを実施し、不適切な関係処理が行われていないことを確認しております。なお、今後のモニタリング体制は、新たな内部統制システムの浸透度合いに応じて見直してまいります。

また、新たに7月1日付でCCO、法務コンプライアンス部、本社の営業本部内に業務部を設置するとともに、監査部の要員を見直し、体制を整備しております。

(2) 業務プロセス統制

業務プロセス統制については、実際に業務処理を行う現業部門の自律的改善が最も重要であると判断し、現業部門のメンバーを含め業務プロセスのリスク評価を行い、統制内容の見直しを行いました。また、モニタリングの観点では不適切な処理の事前発見を可能とするよう、チェック、承認手順の明確化、承認用プルーフリストをシステムから出力できるようにするなど統制の再整備、運用を行います。

ア 仕掛品の実在性に関する内部統制の改善

①受注登録の変更

【実施内容】

現業部門の承認手順を明確化するため、数量、単価、品目名変更を確認する承認用プルーフリストの出力、変更理由の確認を行うことを徹底します。

また、月次で登録変更のプルーフリストを出力し、承認用のプルーフリストと照合することで承認漏れを防止致します。

【進捗状況】

上記実施内容について7月中旬から試行運用を開始し8月1日より本番運用とし、今後も継続してまいります。

② 外注発注の承認体制

【実施内容】

発注処理を現業部門とは別の部門に集中化を進めるとともに、現業部門におけるチェック手順を明確化することで受注件名と不一致等の発注内容の確認を行うことを徹底します。

【進捗状況】

上記実施内容について7月下旬より実施済みであり、今後も継続してまいります。

③ 労務費の集計システムの運用

【実施内容】

労務費の入力について月末一括入力を禁止し、誤りを発見し易い日次入力に運用を限定するとともに、上長のチェックを強化してまいります。

【進捗状況】

上記実施内容について7月度の計上より実施済みであり、今後も継続してまいります。

イ 売上原価の期間帰属の適正性に関する内部統制の改善

- ① 高差益の案件の内容確認について
- ② 決算ごとに行われる原価付替えのモニタリングについて
- ③ 売上計上の際の関連証憑との突合について
- ④ 保管売上の計上について

【実施内容】

上記①乃至③については、モニタリング対象データに関する取集する証憑の範囲を拡張し、対象データに関する受注証憑の明細と基幹システムに登録された受注明細を全件突合し不一致をチェックします。

上記④については、例外的な手続きである保管売上処理について、手続きの明確化と周知徹底を図ります。

【進捗状況】

上記①乃至③については、平成26年3月期第1四半期の決算モニタリングより実施済みであり不適切な処理は発見されておりません。なお、今後はモニタリング体制の更なる改善を図り、新たな内部統制システムの浸透度合いに応じてモニタリング対象データ（件数）を見直してまいります。

上記④については、7月上旬に社内に通達し周知しており、今後も継続して啓蒙を図ります。

ウ 受注在庫の実在性に関する内部統制の改善

- ① 直送在庫の実在性について

【実施内容】

期末のモニタリングにおいて、仕掛中の直送在庫については全件顧客に対し、未検収の直送品があることを書面で確認いたします。

【進捗状況】

平成26年3月期末のモニタリングから実施いたしますが、事前に社内に周知し、直送在庫の実在性と適正性を確保致します。

2 コンプライアンス、ガバナンスの改善

(1) 厳正な処分による役員及び社員の意識改革

【実施内容・進捗状況】

役員の処分については平成 25 年 6 月 14 日公表のとおりですが、社員については平成 25 年 6 月 20 日付で行為者および管理責任を負う行為者の上司、ならびに内部統制部門の責任者に対し就業規則の制裁規定に基づき戒告から降格までの処分を実施し、再発は許されないことを社内に周知徹底しております。

(2) 取締役会及び監査役会による継続的モニタリング

上述したような再発防止措置について、当社の経営トップが具体的方策を策定し、これを実施していくプロセスを、取締役会及び監査役会が継続的にモニタリングします。

【実施内容】

取締役会、監査役会において再発防止策の実施、運用について定期的に議題とし、状況の監視を継続し、再発防止策の浸透を図ります。

【進捗状況】

平成 25 年 7 月 18 日の監査役会、平成 25 年 7 月 30 日の取締役会に上程のうえ審議しモニタリングを継続しております。今後も、再発防止措置の実施状況について定期的にモニタリングしてまいります。

以 上